

一般社団法人 日本シミュレーション学会 倫理綱領

日本シミュレーション学会会員（以下、「会員」という。）は、シミュレーションに関わる学術研究を行い、もって学理及び技術の向上発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元する活動を通じて、社会の発展に貢献することを責務としている。

このような認識のもと、一般社団法人日本シミュレーション学会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な研究活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理綱領を制定し、その普及・定着を図ることとした。

会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この綱領の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

第1条・（社会的責任）・会員は、社会の発展に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、シミュレーション分野において、社会からの期待に相応しい研究活動を通して社会基盤の発展、豊かな社会生活および平和に貢献する。また、研究活動の成果の公開に努め、研究活動の中で、安全と平和に関わる社会的影響の大きな事柄が生じたときはこれを速やかに公開する。

第2条・（社会的信用の維持）・会員は、常に良心に従って研究活動を行い、技術の安全性と技術への信頼を確保し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条・（法令等の遵守）・会員は、法律、その他の関連法令について、これを遵守し、社会的規範に背くことなく、常に良心に従って研究活動をしなければならない。

第4条・（私的利益の禁止）・会員は、社会の発展に貢献すべき重大な責務を負っていることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条・（知的財産権の保護）・会員は、自らの知的財産権の保護・利用を図り、また、他人の研究ならびに技術活動の成果を尊重し、他人の著作権・特許権のその他の知的財産権を保護する。

第6条・（個人情報等の保護）・会員は、他人の個人情報の保護に努めるとともに、他人の名誉・プライバシーの保護に努める。

第7条・（環境と平和への配慮）・会員は、自らの研究活動がもたらす環境と平和への影響について配慮し、環境汚染を防ぐとともに、人の健康と環境および平和を守るよう努める。会員は、自らのシミュレーションに関する知識を人の健康と環境および平和を守るために用いるように努める。

第8条・（研鑽）・会員は、絶えず専門家としての自己研鑽に努めるとともに、他の技術者・研究者の能力向上を支援する。また、指導的立場にある会員は、社会から信任されていることを自覚し、教育を受ける者の学習能力向上及び職業能力開発の促進に努める。

2013年5月23日 理事会 制定